

(指定介護老人福祉施設)
特別養護老人ホーム さくらえん
重要事項説明書

東京都指定 1373301918 号

令和7年1月1日現在

【 目 次 】

1. 施設経営法人	1
2. 施設の概要	1
3. 法人理念・方針	1
4. 施設運営の方針	2
5. サービスの内容	2
6. 利用料金	4
7. 施設利用にあたっての留意事項	5
8. 利用開始、終了の手続き	5
9. 身元保証人	6
10. 緊急時、事故時の対応方法	7
11. サービス内容に関する相談、苦情	7
12. 非常災害対策	8
13. 守秘義務に対する対策	8
14. 身体拘束の禁止	8
15. 医療体制	8
署名・押印	11
(別表) 料金表	12

社会福祉法人 徳心会
特別養護老人ホーム さくらえん

特別養護老人ホームさくらえん 重要事項説明書

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人徳心会
- (2) 法人所在地 東京都三鷹市下連雀三丁目26番12号
- (3) 代表者氏名 理事長 関根 陸雄
- (4) 設立年月日 平成2年3月20日

2. 施設の概要

(1) ご利用施設

- ①施設名 特別養護老人ホームさくらえん
- ②指定番号 1373301918号
- ③所在地 東京都武蔵野市桜堤2丁目8番地31号
- ④管理者 塩田 勝
- ⑤電話番号 0422-51-5550
- ⑥FAX 0422-51-5807
- ⑦開設年月日 平成22年5月1日
- ⑧定員 100名(特養) 10名(ショートステイ)

3. 法人理念・方針

【理念】

「働き易い職場を創り、快適なサービスを提供する。」

【方針】

- (1) 利用者の意向を尊重して、多様な介護サービスを提供する。
- (2) 利用者が個人の尊厳を保持しながら、「その人らしさ」を大切にしたい、自立した生活を地域社会において、営むことができるように支援する。
- (3) 気づき、創意を發揮し、介護サービスの質および顧客満足の向上に努める。
- (4) 高い公共性・倫理性を旨として、事業経営の透明性を確保する。
- (5) 民間社会福祉事業の主たる担い手として、先駆性・独自性を發揮し、専門性の高い職員資質の向上に努める。

4. 施設運営の方針

- (1) 「いつでも、どこでも、だれでも」利用可能なサービス提供を目指します。
- (2) 社会福祉法人運営施設の独自性を主張します。
- (3) 安心・安全な「居場所」づくりを目指します。
- (4) 笑顔のあふれる「居心地」の良さを目指します。
- (5) プロフェッショナルな仕事を提供します。
- (6) 地域に開かれた運営とサービスを提供します。

5. サービスの内容

(1) 配置基準

職 種	配置人数	備 考
管理者 (兼務)	1名	
医 師 (非常勤)	1名以上	健康管理・療養上の指導
生活相談員 (常勤兼務)	2名以上	入居申込調整、契約、相談
介護職員 (常勤兼務)	37名以上	内、看護職員3名以上
看護職員 (常勤兼務)		
機能訓練指導員 (常勤兼務)	1名以上	機能訓練の実施・指導
管理栄養士 (常勤兼務)	1名以上	食事の提供・献立、栄養指導
介護支援専門員	1名以上	施設サービス計画書の作成

(2) 勤務体制

当施設では上記の配置基準を遵守しています。職員配置の勤務体制は以下のとおりです。

職 種	勤務体制
医 師	毎週月曜日 9：30～12：30
生活相談員	8：30～17：30
介 護 職 員	早 番 : 7：00～16：00 日 勤 : 8：30～17：30 遅番A : 12：00～21：00 遅番B : 13：00～22：00 夜 勤 : 21：30～7：30
看 護 職 員	8：30～17：30
機能訓練指導員	8：30～17：30
管理栄養士	8：30～17：30

(3) 設備の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は全室個室となっております。居室には見守りカメラを設置しており、事故の検証等のために必要時のみ使用いたします。

居室・設備の種類	室数	備考
居室（個室）	110 室	2階 40 室・3階 40 室・4階 30 室
共同生活室	11 室	2階 4 室・3階 4 室・4階 3 室
浴 室	3 室	2階・4階機械個浴、3階寝台浴・一般浴
医 務 室	1 室	4階に 1 室
理美容室	1 室	4階に 1 室

(4) サービス内容

①施設サービス計画の立案

②食事 朝食：8時～9時 昼食：12時～13時 夕食：18時～19時

利用者1人ひとりにあった形態での食事を提供いたします。

受診やお出かけ等の都合で食事時間に間に合わない場合には職員にその旨をお伝え下さい。食中毒予防のため、調理終了後2時間以内を目安に、帰園時間に合わせて提供させていただきます。

③入浴

週に2回、個浴に入浴していただけます。ただし、状態に応じ特別浴または清拭となる場合があります。

④介護

施設サービス計画に沿って下記の介護をおこないます。着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、移動の付添い等。

⑤機能訓練

各居室および共同生活室にてリハビリを行います。

⑥生活相談

介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

⑦健康管理

内科回診	毎週月曜日	小森病院	医務室・各居室
精神科回診	隔週火曜日	さくらクリニック	医務室・各居室
歯科回診	毎週月・火曜日	わかば歯科	医務室・各居室

⑧特別食の提供

⑨理容サービス

当施設では4階の理美容室にて、理美容サービスを実施いたします。料金は、別途いただきます。

⑩行政手続代行

⑪日常費用代行支払

⑫レクリエーション等

6. 利用料金

(1) 利用料金

指定介護老人福祉施設の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、施設サービスにかかる費用の1割～3割、居住費、食費、および日常生活等に要する費用として別に定める利用料の合計額とする。(別表参照)

(2) 支払い方法

お支払い方法は、銀行口座からの引き落としとなります。毎月15日までに前月分の請求書送付をいたしますので、指定日までに口座にご入金下さい。引き落としを確認後、領収証を発行いたします。

7. 施設利用にあたっての留意事項

事項	備考
面会	8:30～17:30 とさせていただきます。 上記以外の面会は事前にご相談下さい。
外出、外泊	事前にお届け下さい。 また、入院・外泊等で居室を使用していない場合、短期入居生活介護の空床利用として居室を使用させていただきます。
飲酒	制限なし
喫煙	敷地内は禁煙となっております。
施設設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
金銭・貴重品の管理	自己管理
所持品の持ち込み	個人スペースの範囲で自由。 ※外泊・入院等で居室を短期入所ご利用者が使用する際は荷物を倉庫に保管させていただきます。 大きな家具などを持ち込まれる際は、移動ができない場合がございますのでご相談ください。
施設外での受診	自由
宗教活動	他者に対しては不可
ペット	不可

8. 利用開始、終了の手続き

(1) 利用開始手続き

利用開始と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員の方にご相談下さい。

(2) 利用終了手続き

①利用者のご都合で終了される場合

終了を希望する日の30日前までにお申し出下さい。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が、他の介護保険施設での利用を開始する場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援もしくは要介護1～2に認定された場合（特例の場合を除く）

※この場合、所定の期間の経過をもって、終了していただくこととなります。

- ・利用者が永眠された場合

③その他

- ・利用者がサービス利用料金を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、または利用者や身元保証人などが当施設の職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、終了していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、利用を終了していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・利用者の利用終了後、荷物一式の処分を希望される場合、粗大ゴミなど、処分代として実費をいただきます。

9. 身元保証人

原則として身元保証人を定めることをお願いいたします。身元保証人は、利用者および家族等と連帯して債務履行の責を負うとともに、次に定める事項について必要な事項をしていただきます。

①利用者がサービス利用中に医療機関に入院する場合の入院手続き

②契約解除やサービス中断等したときの身柄の引き取り

③利用者の身上に関する事項等

10. 緊急時、事故時の対応方法

利用者の容体に急変がある等の緊急時、また、サービス提供による事故発生時には下記連絡先、市区町村等に速やかに連絡するほか、医師に連絡する等必要な処置を講じます。

(1) 緊急連絡先

連絡先1	(ふりがな) 氏名		続柄	
	自宅電話		携帯電話	
連絡先2	(ふりがな) 氏名		続柄	
	自宅電話		携帯電話	

11. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当施設利用者相談・苦情担当

サービス相談窓口	
担当部署	相談課
電話番号	TEL. 0422-51-5550 FAX. 0422-51-5807
受付時間	8:30~17:30

(2) その他

当施設では、第三者委員を設置し、相談・苦情を受け付けています。

社会福祉法人徳心会 第三者委員	
木川 憲子	TEL 0422-26-1207
村雲 祐一	TEL 0422-51-5035

当施設以外に、公的機関の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

〈区市町村名〉

武蔵野市高齢者支援課サービス相談調整専門員専用電話

・0422-60-2525

武蔵野市高齢者支援課

・0422-60-1925

〈公的団体〉

東京都国保連合会苦情相談窓口

・03-6238-0177

12. 非常災害対策

さくらえんでは、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連携を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき訓練を行います。

13. 守秘義務に関する対策

さくらえんおよびさくらえんの職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保守します。

14. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者およびその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

15. 医療体制

(1) 園内の看護体制

看護職員は、月曜日から日曜日の8:30から17:30まで勤務しています。但し、夜間においても施設から連絡でき、必要な場合には施設からの緊急の呼出に応じて出勤する体制となっています。

利用者の健康管理を中心に処方薬の管理、軟膏処置、傷などの消毒、包帯交換、点眼、胃経管等の管理を行っています。

(2) 園内の診療

医療保険による診療です。薬または診察を受けると診療費の1割から3割を負担することとなります。

①内科(小森病院)

施設内の医務室(4階)・居室で診察を行います。

毎週月曜日(嘱託医)

住所 東京都武蔵野市関前3-3-15

電話 0422-55-8311

②歯科(わかば歯科医院)

施設内の医務室(4階)・居室で診察を行います。

毎週月・火曜日(嘱託医)

住所 東京都立川市若葉町4-1-1 エクセルM103

電話 042-536-8214

③精神科（さくらクリニック）

隔週火曜日（嘱託医）

住所 東京都杉並区永福 3-4 7-9

電話 03-5929-1810

精神科の診察は希望時、および必要時に実施します。

※回診日変更の可能性有り

⑤健康診断

年1回の健康診断を実施します。

(3) 協力医療機関

さくらえんは協力いただける病院があります。

①小森病院

住所 東京都武蔵野市関前 3 - 3 - 15

電話 0422 - 55 - 8311

②武蔵境病院

住所 東京都武蔵野市境 1 - 18 - 6

電話 0422 - 51 - 0301

③武蔵野徳洲会病院

住所 東京都西東京市向台町 3 - 5 - 48

電話 042 - 465 - 0700

④あんずクリニック

住所 東京都武蔵野市境南町 4 - 1 - 15

電話 0422 - 50 - 9770

⑤桜堤ファミリークリニック

住所 東京都武蔵野市桜堤 2 - 8 - 55

電話 0422 - 53 - 1111

⑥さいとう整形外科

住所 東京都武蔵野市桜堤 2 - 7 - 27

電話 0422 - 60 - 3511

(4) 園外の受診

原則、園外の受診に関しては身元保証人、もしくは家族で対応していただきます。また、さくらえんの嘱託医・看護師の判断で通院が必要とされる場合には、園外受診となることがあります。

(5) 緊急時の対応

- ①緊急入院時、病状と入院先を入院後に報告いたします。
- ②救急車対応すぐに報告はいたしますが、搬送先の病院が決まるまで自宅で待機していただきます。

(6) インフルエンザ予防接種

①期間

11月から2月まで実施いたしております。

②料金自己負担（武蔵野市の基準額に準ずる）

大勢の方が入居していますので流行の確率が高く、1人がインフルエンザにかかるとすぐに広がってしまいますので、利用者全員に予防接種をしていただいています。

(7) 終末ケア

施設での終末ケアが可能です。

実施にあたっては、利用者、家族と協議し対応を検討した上で実施いたします。

———— 契約をする場合は以下の確認をすること ————

令和 年 月 日

特別養護老人ホームさくらえん利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基ついて、重要な事項を説明しました。

(事業者)

所在地 東京都武蔵野市桜堤2丁目8番31号
名称 社会福祉法人 徳心会
特別養護老人ホーム さくらえん

園長 塩田 勝 ⑩

説明者 所属 相談課

⑩

私は、契約書および本書面により、事業者から特別養護老人ホームさくらえんについての重要事項の説明を受けました。

(利用者)

〒

住所 _____

氏名 _____ ⑩

代筆者 身元保証人 その他 _____

(身元保証人)

〒

住所 _____

氏名 _____ ⑩ (続柄)

(別 表)

介護老人福祉施設さくらえん

①介護サービス費 (上段1割負担 中段2割負担 下段3割負担)

要介護度	一日あたりの自己負担額
要介護1 (670単位)	716円
	1,431円
	2,147円
要介護2 (740単位)	791円
	1,581円
	2,372円
要介護3 (815単位)	871円
	1,741円
	2,612円
要介護4 (886単位)	947円
	1,893円
	2,839円
要介護5 (955単位)	1,020円
	2,040円
	3,060円

②体制加算 ※1

項目	1日あたりの自己負担額
常勤医師配置加算 (25単位)	27円
	54円
	81円
精神科医療養指導加算 (5単位)	6円
	11円
	16円
看護体制加算(Ⅰ) (4単位)	5円
	9円
	13円

看護体制加算(Ⅱ) (8単位)	9円
	17円
	26円
夜勤職員配置加算(Ⅱ) (18単位)	20円
	39円
	58円
夜勤職員配置加算(Ⅳ) (21単位)	23円
	45円
	68円
認知症専門ケア加算(Ⅰ) (3単位)	4円 ※2
	7円 ※2
	10円 ※2
認知症専門ケア加算(Ⅱ) (4単位)	5円 ※2
	9円 ※2
	13円 ※2
認知症チームケア推進加算(Ⅰ) (150単位)	161円/月
	321円/月
	481円/月
認知症チームケア推進加算(Ⅱ) (120単位)	129円/月
	257円/月
	386円/月
日常生活継続支援加算 (46単位)	50円 ※3
	99円 ※3
	148円 ※3
認知症行動・心理症状緊急対応加算 (200単位)	214円
	428円
	641円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (22単位)	24円 ※3
	47円 ※3
	71円 ※3
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (18単位)	20円 ※3
	39円 ※3
	58円 ※3

サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (6単位)	7円 ※3
	13円 ※3
	20円 ※3
障害者生活支援体制加算(Ⅰ) (26単位)	28円
	56円
	84円
障害者生活支援体制加算(Ⅱ) (41単位)	44円
	88円
	132円
科学的介護推進体制加算(Ⅰ) (40単位)	43円/月
	86円/月
	129円/月
科学的介護推進体制加算(Ⅱ) (50単位)	54円/月
	107円/月
	161円/月
安全対策体制加算 (20単位)	22円/回
	43円/回
	64円/回
協力医療機関連携加算1 (100単位)	107円/月
	214円/月
	321円/月
高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅰ) (10単位)	11円/月
	22円/月
	32円/月
高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅱ) (5単位)	6円/月
	11円/月
	17円/月
協力医療機関連携加算2 (5単位)	6円/月
	11円/月
	17円/月
生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (100単位)	107円/月
	214円/月
	321円/月

生産性向上推進体制加算（Ⅱ） （10 単位）	11 円／月
	22 円／月
	32 円／月

- ※1 施設の職員体制に応じて加算されるものとされないものがあります。
- ※2 認知症専門ケア加算（Ⅰ）および認知症専門ケア加算（Ⅱ）はいずれかの算定となります。
- ※3 日常生活継続支援加算およびサービス提供体制強化加算（Ⅰ）～（Ⅲ）はいずれか一つのみ算定となります。

③ 個別加算 ※1

項目	料金
初期加算 （30 単位）	32 円／日 ※2
	64 円／日 ※2
	96 円／日 ※2
個別機能訓練加算（Ⅰ） （12 単位）	13 円／日
	26 円／日
	39 円／日
個別機能訓練加算（Ⅱ） （20 単位）	22 円／月
	43 円／月
	64 円／月
生活機能向上連携加算（Ⅰ） （100 単位）	107 円／月
	214 円／月
	321 円／月
生活機能向上連携加算（Ⅱ） （200 単位）	214 円／月 ※3
	428 円／回 ※3
	641 円／回 ※3
ADL 維持等加算（Ⅰ） （30 単位）	32 円／月
	64 円／月
	96 円／月
ADL 維持等加算（Ⅱ） （60 単位）	64 円／月
	128 円／月
	192 円／月

療養食加算 (6 単位)	7 円/食 ※4
	13 円/食 ※4
	20 円/食 ※4
栄養マネジメント強化加算 (11 単位)	12 円/食
	24 円/食
	36 円/食
経口維持加算 (I) (400 単位)	428 円/月
	855 円/月
	1,282 円/月
経口維持加算 (II) (100 単位)	107 円/月
	214 円/月
	321 円/月
経口移行加算 (28 単位)	30 円/日
	60 円/日
	90 円/日
口腔衛生管理加算 (I) (90 単位)	97 円/月
	193 円/月
	289 円/月
口腔衛生管理加算 (II) (110 単位)	118 円/月
	235 円/月
	353 円/月
再入所時栄養連携加算 (200 単位)	214 円/回
	428 円/回
	641 円/回
看取り介護加算 (I) (72 単位) (144 単位) (680 単位) (1,280 単位)	77 円/日 ※5
	154 円/日 ※5
	727 円/日 ※5
	1,367 円/日 ※5
看取り介護加算 (II) (72 単位) (144 単位) (780 単位) (1,580 単位)	77 円/日 ※5
	154 円/日 ※5
	833 円/日 ※5
	1,688 円/日 ※5

在宅復帰支援機能加算 (10 単位)	11 円/日	
	22 円/日	
	32 円/日	
在宅・入所相互利用加算 (40 単位)	43 円/日	
	86 円/日	
	129 円/日	
若年性認知症利用者受入加算 (120 単位)	129 円/日	
	257 円/日	
	385 円/日	
外泊時費用 (246 単位)	263 円/日 ※ 6	
	526 円/日 ※ 6	
	789 円/日 ※ 6	
在宅サービスを利用した時の費用 (560 単位)	598 円/日 ※ 7	
	1,196 円/日 ※ 7	
	1,794 円/日 ※ 7	
退所時栄養情報連携加算 (70 単位)	75 円/回 ※ 8	
	150 円/回 ※ 8	
	225 円/回 ※ 8	
再入所時栄養連携加算 (200 単位)	214 円 ※ 10	
	428 円 ※ 10	
	642 円 ※ 10	
退所前訪問相談援助加算 (460 単位)	492 円/回 ※ 9	
	983 円/回 ※ 9	
	1,474 円/回 ※ 9	
退所後訪問相談援助加算 (460 単位)	492 円/回 ※ 10	
	983 円/回 ※ 10	
	1,474 円/回 ※ 10	
退所時相談援助加算 (400 単位)	428 円/回	
	855 円/回	
	1,282 円/回	
退所前連携加算 (500 単位)	534 円/回	
	1,068 円/回	
	1,602 円/回	

配置医師緊急時対応加算 (勤務時間外) (325 単位)	348 円/回
	695 円/回
	1,043 円/回
配置医師緊急時対応加算 (早朝・夜間) (650 単位)	695 円/回
	1,389 円/回
	2,083 円/回
配置医師緊急時対応加算 (深夜) (1,300 単位)	1,389 円/回
	2,777 円/回
	4,166 円/回
褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ) (3 単位)	4 円/月
	7 円/月
	10 円/月
褥瘡マネジメント加算 (Ⅱ) (13 単位)	14 円/月
	28 円/月
	42 円/月
排泄支援加算 (Ⅰ) (10 単位)	11 円/月
	22 円/月
	32 円/月
排泄支援加算 (Ⅱ) (15 単位)	16 円/月
	32 円/月
	48 円/月
排泄支援加算 (Ⅲ) (20 単位)	22 円/月
	43 円/月
	64 円/月
自立支援促進加算 (280 単位)	299 円/月
	598 円/月
	897 円/月
新興感染症等施設療養費 (240 単位)	257 円/日
	513 円/日
	769 円/日
特別通院送迎加算 (594 単位)	635 円/月
	1,269 円/月
	1,903 円/月

- ※1 利用者の状況により加算されるものとされないものがあります。
- ※2 入居後または退院後の30日間を限度に料金がかかります。
- ※3 個別機能訓練加算を算定している場合は107円、214円または321円の料金が加算されません。
- ※4 1日に3回を限度に料金がかかります。
- ※5 (I) 死亡日以前45日以下31日以上まで1日あたり77円、154円または231円。30日以下4日以上まで1日あたり154円、308円または462円。死亡日以前2日または3日まで1日あたり727円、1,453円または2,179円。死亡日は1,367円、2,734円または4,101円の料金がかかります。
(II) 死亡日以前45日以下31日以上まで1日あたり77円、154円または231円。30日以下4日以上まで1日あたり154円、308円または462円。死亡日以前2日または3日まで1日あたり833円、1,666円または2,499円。死亡日は1,688円、3,375円または5,063円の料金がかかります。
- ※6 外泊または入院の際、6日間を限度に料金がかかります。
- ※7 外泊時に6日間を限度に料金がかかります。外泊時費用と併用して算定できません。
- ※8 月1回を限度に料金がかかります。
- ※9 2回を限度に料金がかかります。
- ※10 1回限り料金がかかります。
- ※11 月1回5日限度に料金がかかります。

④介護職員等処遇改善加算 (I)

- ①～③までの合計額に14.0%相当が加わります。

その他の料金

① 居住費

1日あたり ユニット型個室：3,260円

※利用期間中に入院または自宅に外泊された期間については、6日間を限度として空床になった期間、料金がかかります。なお、短期入所で空床利用をした際には料金が発生しませんが、空床利用を認めない場合、居室確保に伴う費用として全日程での室料が発生します。

② 食事に要する費用

1日あたり 1,860円

③ 日常生活品費

1日あたり 70円

・Aセット (歯ブラシ・歯磨き粉)

・Bセット (義歯洗浄ブラシ・義歯洗浄剤)

各セットともに入浴時以外に使用するタオル料金も含む。

④ 預かり金等事務手数料

1日あたり 130円

⑤ 理美容代

カット1回あたり 2,000円

毛染め (カット・シャンプー込み) 6,400円

パーマ (カット・シャンプー込み) 6,600円

⑥ クラブ活動費

材料代等の実費をいただきます。

⑦その他

電気代

本人持ちの冷蔵庫、電気毛布	¥30 円
本人持ちのテレビ、ラジオ等のオーディオ類	¥10 円
入院時の荷届（オムツ代は実費）	1 回¥1000 円
市役所行政手続き代行	実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担いただくことが適当であるものについては、その費用の実費をご負担いただきます。

※上記の居住費、食費については、利用者の所得に応じて負担軽減される制度がございます。